

## 【被害者】 知っていると便利

- 1 当事務所は、犯罪被害者、性暴力被害者、DV、虐待などの被害者側を主として支援・弁護している事務所です。

人間いつどこで事件に遭うか分かりません。突然、死亡事故に遭ったり、性被害に遭ったりすると、精神的・身体的・経済的にどうしたらよいか分からなくなる被害者も多くおられます。当事務所の弁護士は、被害者サポートセンター（<sup>ヴィスコ</sup>VSCO）の会員であり、被害者の事件の多くに関与して被害者支援を行っています。

しかし、被害に遭うと、どうしたらよいか分からないのが現実です。

- 2 他機関との連携

当事務所は、被害者支援については、VSCOの専門的教育を受けた支援員と協力し、また、精神科医、産婦人科医、警察などと連携して対応しています。

- 3 これまでに取り扱った事件にはどのようなものがありますか。

これまでに取り扱った被害者事件の主な事件は次のようなものです。

①殺人、②強制性交等（旧強姦）、③強制わいせつ、④傷害、⑤青少年育成条例違反、⑥盗撮、⑦ストーカー、⑧暴行、⑨犯罪とされない性暴力事件等多数

- 4 犯罪被害者の弁護についてはどのようなことをしているのですか。

① 殺人事件、傷害事件の被害者、強制性交等事件の被害者等について、刑事事件の被害者参加弁護士として被害者弁護（警察・検察との打合せ、傍聴席の確保、遮蔽・ビデオリンクの申出、意見陳述書の作成、被告人質問、損害賠償命令の申立、犯罪給付金の申請、旅費の申請等）

② 民事事件として損害賠償金の請求・訴訟、加害者との交渉等

- ③ 産婦人科医，精神科医へのVSCO支援員協力による付き添い
- ④ 資金的相談，生活場所の確保等
- ⑤ その他，被害者支援事件多数で被害者の要望に応える。

